

明治二年の出雲大社神官上京について——佐草家文書の紹介を中心に——

東 谷 智
大 城 友 莉 奈

一 日記の概要

本稿は、本学所蔵の佐草家文書から明治期の日記の紹介を行うとともに、出雲大社神官が上京し、京都において行った活動の一端を明らかにするものである。今回紹介する日記は、二〇一九年に本学が古書店から購入した文書群の一部である。全体で七丁の断簡であり、それほど情報量が多いとは言えないが、以下のような興味深い記述があることから全文を翻刻した。①京都滞在中に交流した人物が多く判明する。②下鴨神社で見学した競馬について具体的な状況が記録されている。③松江藩の京都屋敷についての記載がある。以下について、記主や年代などの基本手的な事実確定を行い、内容を紹介していきたい。

本日記の一丁目は四月二十八日から始まり、七丁目は五月六日の記事の途中で終わっている。年代は明記されていないが、文中に「京都府」との記述があり、明治以降の日記である。また「神祇官」とあることから、本日記が記されたのは、神祇官設置の慶応四年（明治元年、一八六八）閏四月二十一日から、神祇官が神祇省と改められた明治四年八月八日までであるが、本日記には閏四月がないため、明治二年（一八六九）から明治四年に限定される。

文中には何度か「甘露寺殿」が見られる。「甘露寺殿」は「宰相殿」とも記されており、「侍従様」「御二男様」という子息がいる。この「宰相殿」は、慶応四年閏

四月二日から明治二年七月まで参議を勤めた甘露寺勝長であり、「侍従様」は甘露寺義長である。従って、本史料は明治二年の日記である。

日記の記主は出雲大社の神官・佐草文清である。五月五日に、「拙者儀七日発足二而罷帰候、尤同役残居候」とある。記主は五月七日に京都を発足するが、同役が引き続き京都に残るといふ内容は、四月二十八日に神祇官の役人から命じられた内容に合致する。日記には、「兩人之内赤塚儀相残、佐草儀ハ帰国仕度旨相伺候処、又々奥へ参り、耆人滞京二而宣布、耆人ハ引取二相成、不苦と」命じられており、出雲大社神官の赤塚・佐草が京都に滞在して、佐草のみが帰国することが決定した時期の日記である。

二 日記の内容

前述の通り、本日記は、佐草文清が京都から帰国することが決定した明治二年四月二日から、帰国前日の五月六日のものである。従って佐草文清が暇の挨拶に赴いた人物が網羅されており、京都における佐草の交流した人物が明らかになる。公家関係では、先に見た甘露寺の他、竹内家、鷺尾家、広幡家との交流が見られる。上賀茂社家の岡本氏など神社関係者とのつながりも見える。

公家の甘露寺家は、出雲国造北島氏と縁戚関係にあったことから、特に親交が深い。佐草文清は五月五日下鴨社の競馬を見物している。五月四日に暇のため訪れ

た甘露寺勝長から見物を誘われたからである。⁽⁵⁾五日は勝長の別荘に立ち寄り、そこから競馬を見物に出かけている。競馬の様子を図に書き留めるなど、佐草文清の関心が高かったことが伺える。見物終了後は甘露寺の別荘に戻り、痛飲している。

なお、日記には松江藩との関係が見られる。五月四日には松江藩の京屋敷（雲州屋敷）へ行き、松江藩士の黒沢に暇を述べている。⁽⁶⁾また四月二十九日には渡部を訪問した佐草文清は、「屋敷ハ京都府之方へ差出、菊五へハ京都府方御下ケニ相成候事手続ニ而」と、詳細は不明ながら松江藩の京屋敷の処分について話をしている様子が伺える。

本日記の内容を紹介してきた。断片的な情報ではあるが、出雲大社国造家と公家社会のつながりや、明治期の松江藩京屋敷の動向など、興味深い事実が垣間見える史料である。

注

- (1) 甘露寺家については、下記の論考を参考にした。西村慎太郎「災害による朝廷儀式記録の消失と高御座の再生―天明の大火後の即位礼を事例に―」『国文学研究資料館紀要』一二、二〇一六。なお甘露寺勝長は明治三年没である。
- (2) 義長は明治二年三月に侍従に就任した（『人事興信録』初版、人事興信所、一九〇三）。
- (3) 佐草文清は明治一五年三月六日に六一才で没した（西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』原書房・二〇〇四）。
- (4) 北島全孝の室が甘露寺国長の娘淑子である（『大社町史』中巻、一九九〇）。
- (5) 甘露寺勝長は、文久三年（一八六三）に「賀茂下上社奉行」を勤めるなど、上賀茂社や下鴨社との関係が深い（新訂増補『公卿補任』五、吉川弘文館、一九八九）。
- (6) 松江藩の京都屋敷は、西洞院通二条上ル町にあった（『松江市史』通史編三近世一、二〇一九）。

【本文】

四月廿八日

一、今早朝、渡部参候得共、未帰との事、夫方室町畑中を尋候得共、最早出勤之由

一、竹内殿へ罷出、先日御使者を以頂戴もの、礼厚申述、尚又近日発足可仕定り二いたし候へハ、又々御暇二可罷出旨申入、木下も昨夕罷帰候との事、今朝例之持病二而障居面会断、夫方赤塚宿へ行、何角相談いたし、兩人神祇官へ罷出、平田・松尾兩人之内へ面会頼入候得とも、取次人出、何之用二候哉との事二付、先達而願書且先頃伺書等差出候処、其伺二罷出候旨申述候処、右願書ハ勿論伺書等惣而東京へ差出二相成候間、あの方方御差図無之候而ハ如何とも難申、面会二不及との事、依而兩人之内赤塚儀相残、佐草儀ハ帰国仕度旨相伺候処、又々奥へ参り、壹人滞京二而宣布、壹人ハ引取二相成、不苦との事二付引取

一、甘露寺殿へ罷出、当日之御礼申入、尚又近々二帰国仕候間、書状等被遣候ハ、御認二相成候様申入、岡本二面会、同人嘶二ハ、五日加茂競馬二候間、見物二罷出候様との事頼置引取

一、昼後渡部へ参候処、為替金之儀誠大差固二而、大坂へ矢嶋庫七罷下り、二万貫借用いたし居候、此金手二入候へ者御渡可申とて、明日之間ニ合候程無覚束との事二付、二、三十兩たりとも相願候処、善市中心配致見可申、明日昼前ニ参候様との事二而引取

一、夜八つ時頃、下加茂之辺出火、初見候処清和院あた

り二相見へ候二付、火事装束着、者茂一兵召連罷越、広幡殿へ内玄関方御見舞申入大玄関ニ大勢詰居申候取次壹人出申候、夫方上田へ見舞、鷺尾殿へも参ル、木下へ見舞、赤塚見舞、罷帰、無風早々鎮火

四月廿九日

一、石河へ罷出酒三升入遣ス、未周旋方不致、今夕か明朝ハ是非問合可申との事、六位之儀も内談いたし候処、問合可申との事也、三崎・古庄・判次拙者跡方参居候二付、寿易之嘶も出来不申早々引取

一、屋敷へ罷出、渡部へ参候処、昨夜未帰ニ大坂方金子為替書附何もく相廻り安心いたし候、依而不残於役所引渡候間、あのかた江罷出候様との事二而、下男案内致具、役所へ罷出、暫相待候処、元方正金貳百八十五兩・札百四十兩相渡、為替書附差出引替申候

一、渡部へ罷出、厚礼申述、猶又富方之書状相渡、一見有之、菊五方受取等この方二所持致候道理無之、屋敷ハ京都府之方へ差出、菊五へハ京都府方御下ケニ相成候手続二而、尚々も菊五とくひ合無之との事至極尤之儀、何分帰国之上懸合筋道相立候様取斗可申申置引取、昼後方双方方当借之錢払方いたし、尚又買物過付畳表かへ之賃等皆々掛払方いたす

五月一日

一、今日も買物代夫々払方いたす
一、石河へ赤塚参具候様、昨日申遣し置候二付、今日ハ罷出候事と被存候
一、鷺尾殿方礼之使者来

鷺尾家 上田要人

木下方も遣ス 竹内右馬頭家

木下主税使

松村幸次

一、中嶋葉軒来

五月二日

一、赤塚参、石河へ参候処、未様子不相分との事、明日ハ弥発足いたし候間、今晚迄二相知候へハ、手紙残し置候旨申聞候由

五月三日

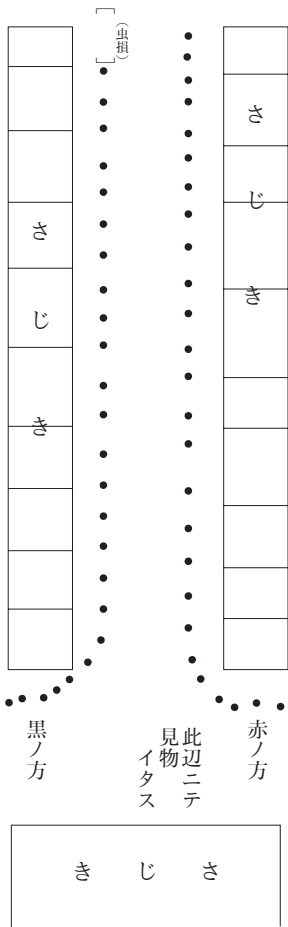
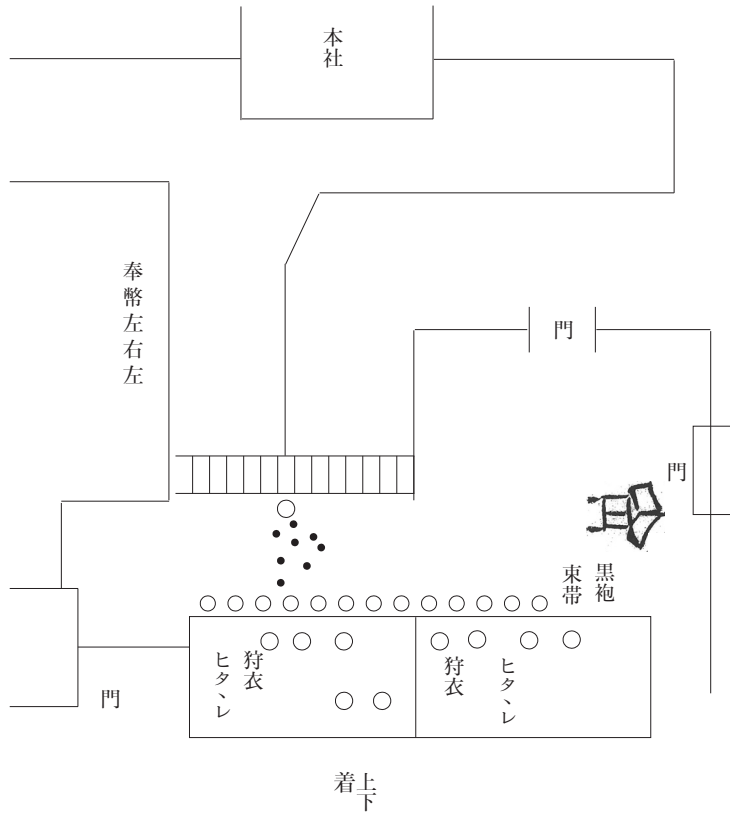
一、今日も宮箆もの調二出ル、雨天二付昼迄
一、松本方暇乞案内致候二付、櫟堂と兩人木屋町へ罷越酒出、梁川紅蘭罷越居、席書いたす、夜二入罷帰同四日

一、甘露寺殿へ暇乞二罷出、明日加茂競馬二付御惣寿様御越被成候由、同所別荘二而御面会被成候旨、岡本方申聞ル、夫方赤塚宿へ行何角示合、夫方竹内殿へ御暇乞二罷出、取次へ口上申入、木下儀今日ハ殊之外多用之由二而面会相断、早々引取

一、雲州屋敷へ行、黒沢へ暇乞いたす、熊野も参合、是も不遠内発足いたし候との事、夫方渡部善市方へ参候処、留守二付厚申述置、引取

五月五日

一、朝髪月代いたし、甘露寺殿へ大重箱二すもし・一分一朱が調、四つ時頃昼飯給、加茂へ罷出、尤出懸聖護院平田江暇乞ニ参、延太郎加茂へ馬上ニ而参、留守二付取次へ手札出し、長々御苦勞相成候段厚礼申述、拙者儀七日発足二而罷帰候、尤同役残居候間、



万々無此上宣布御願申候段申入引取、夫々木下へ暇乞ニ参、女房・娘二逢、厚挨拶申述、主税留守也、同家ニ節句祝儀として酒一斗代十三文遣ス、夫々上田信濃守方へ暇乞ニ参、夫婦とも面会長々之挨拶申述、早々引取

一、加茂江参、甘露寺殿別荘江罷出候処、宰相様御駕籠二而一緒頃ニ被為人、わし一重・神馬草一袋松本方もらひ候ニ付差出、暫して岡本清守罷出、夫々御次へ被召御面会、三月以来之御挨拶、厚申上ル

一、宰相様狩衣ニ而西池へ御越也、拙者ニ加茂へ参詣奉

幣之式相見いたし候様被仰候ニ付、参詣いたす

一、岡本へ肴品金札二百疋為持遣ス

一、侍従様・御二男様もまち高割羽織ニ而別荘へ被為人候、御家内様方不残御出被成候

一、天氣宜敷、夥敷参詣有之、御宮外馬場ヲ西ノ芝原ニ馬ノり馬場拵有之、堂上方之さじき神祇官・京都府等之さじき・加茂神職之さじき等、両がわニ役有之、八つ時前々奉幣始ル、甘露寺殿御二男同道御宮へ参り奉幣拝見、左赤ノ方十人之奉幣丈見候而、直ニ馬場へ出ル、右赤奉幣済候といつれも馬上ニて馬場ヲ

南へ通ル、黒ノ方も統而同様也

一、甘露寺殿さじき西ノ方二有之、御家内不残被為人候ニ付、態と外へ参り見物いたす

一、図左のことし

一、十番相済迄見物いたす、暮前ニ相成、夫々宰相様御供いたし別荘へ罷出、御暇申上候処、慶ひ之儀暇乞ノ盃いたし度、夜ニ入候而も供之者大勢罷帰候間、同道いたし候様との思召之旨、清守方申聞ルニ付、御断も不相成、御次へ罷出御酒頂戴仕、御肴種々吸もの等御念入ニ而出ル、清守親も罷出、其外御出入之社家兩人罷出御酒頂戴いたす、婦人も両三人罷出大酒、夜五つ頃御断申上御暇乞申上、自性院殿・宰相殿方厚御殿へ御伝言有之、夫々侍下部等五人罷帰候ニ付、同伴いたし罷帰、宿へ罷帰候節ハ四つ時分也

五月六日

一、朝々荷物仕舞片付ニ取懸、松本方大分之書物ヲ送り、赤塚方も大分有之、六郎分も有之、拙者分斗ニ而も

軽尻ニ相成兼候処、右之次第ニ付こり一ツ求、本馬
ニいたす、三十六、七文め有之長持も一ばいニ相成
一、木下主税暇乞ニ参、二階へ通し、菓子・茶出ス、竹
内殿方絹地ノ画賛もの御殿へ差出呉候様との事、尚
又堂上方のうた御頼ニ候得共、御知己の方へ差合
多く、今度間ニ合不申、追々取集可差出との事
一、俱主様金御老奥方乙部娘と御由緒書ニ有之、実之伯母さま
ニ候へハ宣布、尚々不替りニ付上田方相尋候由、よ
め様ならハアレ丈ケズリ可申との事、其通ニ致呉候
様頼置、二百両節季迄ニ送り呉候様との事
一、取肴三種相調酒遣ス、早々引取
一、松本も参ル、今朝諸道具樽市相頼、直段付為致候目
録別ニ有之、松本へ渡置、不残ニ而漸三両迄ニ買候
(後欠)

【付記】

本稿は、二〇二〇年度の本学大学院の講義「史学地理学民俗学演習Ⅱ」の成果の一部である。成稿にあたり、本学学生の佐藤ゆめ子の協力を得た。